

《介護保健施設サービス事業》

介護老人保健施設ウエルハウス協和運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人協和会が開設する介護老人保健施設「介護老人保健施設ウエルハウス協和」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人保健施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 3 施設サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 前5項のほか、吹田市介護保険法施行条例(平成25年吹田市条例第7号)第14条に定める介護老人保健施設の人員、施設、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設ウエルハウス協和
- (2) 所在地 大阪府吹田市岸部北一丁目24番2号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1. 4名以上
医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。
- (3) 薬剤師 0. 5名以上
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 看護職員 13名以上
看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
- (5) 介護職員 32. 5名以上
介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (6) 支援相談員 1. 4名以上
支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーショ

ン等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導などを行う。

(7) 理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚士 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じし、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

(9) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(10) 介護支援専門員 1. 4名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

(11) 運転手 5名以上

利用者の送迎を行う。

(12) 事務員 4名以上

事務員は、必要な事務を行う。

(入所定員)

第5条 当施設の入所定員は136名とする。

(介護保健施設サービスの内容)

第6条 介護保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 入浴

(3) 排せつ

(4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(5) 食事

(6) 機能訓練

(7) 健康管理

(8) 相談、援助

(9) レクリエーション行事

(10) 栄養管理

(11) 口腔衛生の管理

(重要事項の説明及び同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第14条に定める介護老人保健施設の人員、施設、設備及び運営に関する基準に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第8条 施設は、正当な理由がなく、施設サービスの提供を拒否しない。

(要介護認定に係る援助)

第9条 施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

5 介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護老人保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、当該施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(介護保健施設サービスの方針)

- 第14条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、療養を適切に行うものとする。
- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明する。
 - 4 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行わない。
 - 5 施設は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 6 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - 7 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 8 施設は、提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

- 第15条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 前項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じてその者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握する。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する課題の把握(以下この条において「アセスメント」という。)に当たっては、当該入所者及びその家族に面接を行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及びその者についてのアセスメントの結果に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合

的な援助の方針、生活全般の課題、施設サービスに係る目標及びその達成の時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得る。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じ変更を行う。この場合においては、第2 項から前項までの規定を準用する。
- 8 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、定期的に当該入所者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求める。当施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画に関する業務を担当させるものとする。

（診療の方針）

第16条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行う。
- 2 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行う。
- 3 常に入所者の病状、心身の状況及び置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行う。
- 5 特殊な療法又は新しい療法等については、知事が定めるもののほか行わない。
- 6 知事が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第17条 施設の医師は、入所者の病状から当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認める場合は、協力体制を整備している病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の診療を求める等適切な措置を講じる。

- 2 施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させない。
- 3 施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行う。

（機能訓練）

第18条 施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第19条 施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行う。

2 施設は、一週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきをするとともに、その病状及び心身の状況に応じて、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。

3 施設は、入所者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

4 施設は、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の介護を適切に行う。

5 施設は、入所者に対し、入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食 事)

第20条 施設は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事することを支援する。

(相談及び援助)

第21条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第22条 施設は、必要に応じ、入所者のためのレクリエーション活動を実施するよう努める。

2 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(入所者に関する市町村への通知)

第23条 施設は、入所者が正当な理由がなく、施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(管理者による管理)

第24条 施設の管理者は、専ら当該施設の業務に従事する。ただし、当該施設の管理上支障がないものとして併設する通所リハビリテーション事業及び訪問リハビリテーション事業と兼務する。

(管理者の責務)

第25条 施設の管理者は、当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第26条 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

1 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握する。

2 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について定期的に検討し、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に

対し、その者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

- 3 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。
- 4 苦情の内容等を記録する。
- 5 事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。

(勤務体制の確保等)

第27条 施設は、入所者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう従業員の勤務の体制を定めておく。

- 2 施設の従業員によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(衛生管理等)

第28条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する定期的な研修
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力医療機関等)

第30条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（非常災害対策）

- 第31条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

- 第32条 施設は、介護保健施設サービスの提供に係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した介護保健施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した介護老人施設サービスに係る入所者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第33条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護保健施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第34条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等）

第35条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（褥瘡対策等）

第36条 当施設は、利用者に対して良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（地域との連携）

第37条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第38条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第39条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第40条 利用者及びその家族は、介護保健施設サービスが集団生活であることを認識し、他の利用者等の迷惑となる行為を慎まなければならない。

2 利用者及びその家族は、サービス提供がスムーズに行われるよう当事業所と協力しなければならない。

3 利用者は、当事業所の設備及び備品を大切に扱わなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第41条 施設は、全ての指定介護老人保健施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年6回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容に明示する。

4 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、施設サービス計画の記録については当該計画に基づく施設サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人協和会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

平成15年 4月1日一部改訂

平成17年 8月1日一部改訂

平成17年10月1日一部改訂

平成18年 4月1日一部改訂

平成20年 4月1日一部改訂

平成25年 3月1日一部改訂

平成26年 4月1日一部改訂

平成27年 8月1日一部改訂

平成28年11月1日一部改訂

令和 3年 4月1日一部改訂

令和 6年 4月1日一部改訂

令和 7年10月1日一部改訂